部活動ガイドライン

平成31年4月香美市立香北中学校

はじめに

- 運動部活動を取り巻く課題は多様化・複雑化してきており、従前と同様の運営体制では維持が難しくなってきており、学校や地域によっては存続の危機にある。 併せて、教員の働き方改革と相まって、抜本的な運動部活動改革に取り組む必要性が出てきている。
- 高知県教育委員会は、平成30年3月に出されたスポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を受け、県内の運動部活動改革の第一歩として、「高知県運動部活動ガイドライン」を策定した。
- 香美市教育委員会は、「高知県運動部活動ガイドライン」の趣旨を踏まえ、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点より、「中学校における香美市運動部活動ガイドライン」を策定した。
- 本校においては、国や県のガイドラインの趣旨を十分理解し、また、県教育委員会が 平成26年3月に作成した「運動部活動全体計画ハンドブック」を参考にし、生徒一人 一人が輝ける「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定した。

1 基本方針

- 本運動部活動ガイドラインは、香美市運動部活動ガイドラインに即して、生徒の視点 に立った学校の運動部活動改革に向けた具体の取組について示すものである。
- 本ガイドラインは、国が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」と県が示した「高知県運動部活動ガイドライン」、「香美市運動部活動ガイドライン」に則り、中学校段階の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい運動・スポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じて、多様な形で最適に実施されることを目指す。
- ・ 学習指導要領に示されている通り、知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスの取れた心身の成長と充実した学校生活を送ることができるようにする
- ・ 生徒の自主的・自発的な参加により実施され、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的で有意義さを味わえるよう取り組む
- ・ 学校長をはじめすべての教職員を含めた「チーム学校」として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築する
- 高知県教育委員会、香美市教育委員会及び香美市立のすべての中学校は、本ガイドラ

インに則り、持続可能の運動部活動の在り方について検討し、改革に取り組む。

- 香美市立香北中学校は、改革を推進するために香美市教育委員会と連携し、市の方針 に則り、改革に必要な支援等を検討する。
- 香美市立香北中学校は、香美市教育委員会から本ガイドラインに基づく運動部活動改 革の取組状況について、連携しながら定期的にフォローアップを受ける。

2 適切な運営のための体制整備

- (1) 運動部活動の活動方針の策定等
- ① 香美市立香北中学校は、「香美市が設置する学校にかかる運動部活動の活動方針(中学校における香美市運動部活動ガイドライン)」を策定する。
- ② 学校長は、学校設置者である香美市の「設置する学校にかかる運動部活動の方針(ガイドライン)」と学校教育目標に則り、毎年度、学校長が「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。
- ③ 運動部顧問は、「学校の運動部活動に係る活動方針」に即した運動部活動目標を立てるとともに、年間活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日、指導者名等)を作成し、学校長に提出する。
- ④ 学校長は、上記②の「学校の運動部活動に係る活動方針」と上記③の「活動計画等」 をホームページ等に掲載し、公表する。
 - (2) 指導・運営に係る体制の構築
- ① 学校長は、生徒や教職員の人数、部活動指導員や部活動支援員の配置状況を踏まえ、 指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部 活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。
- ② 香美市教育委員会は高知県教育委員会と連携し、各学校の生徒や教員の人数、運動部活動指導員や運動部活動支援員の配置状況や校務分担の実態を踏まえ、運動部活動指導員や運動部活動支援員を積極的に任用し、学校に配置するように努める。

なお、運動部活動指導員や運動部活動支援員の任用・配置については、学校長と相談のうえ、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応等を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合でも許されないこと、服務(学校長の監督を受けることや生徒、保護者の信頼を損ねるような行為の禁止

- 等)を遵守することに関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。
- ③ 学校長は、運動部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や部活動指導員等の配置状況を勘案したうえで行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導・運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ④ 学校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握 し、生徒が安全に運動・スポーツ活動を行い、教師の負担が過度にならないよう、接続 可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、必要に応じて指導・是正を行 う。
- ⑤ 香美市教育委員会は、県教育委員会が開催する運動部活動の指導者(顧問及び部活動 指導員や運動部活動支援員等)を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向 上並びに学校の管理職等を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図 るための研修会に、運動部顧問等の参加を推進する。
- ⑥ 香美市教育委員会及び学校長は、教員の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成29年12月26日 文部科学大臣決定)」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付29文科初第1437号)」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 適切な指導の実施
- ① 学校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した、「運動部活動での指導のガイドライン」及び県教育委員会が平成26年3月に作成した「運動部活動全体計画ハンドブック」に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

県教育委員会及び香美市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

② 運動部活動指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上に繋がらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよ

う、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能 や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性を踏まえた科学的ト レーニングの積極的な導入等により、休養を積極的にとりつつ、短時間で効果が得られ る指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 運動部活動用指導手引きの普及・活用

- ① 香美市教育委員会及び学校長は、県教育委員会が周知・活用を推進する中央競技団体が今後策定する予定の運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引(競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、運動部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの)の活用を推進するとともに、生徒の自主的・自発的な活動を推進する。
- ② 運動部顧問は、指導手引等を活用して、運動部活動の方針等に則った指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

- ① 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。
- 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下週末という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養 をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよ う、学校の実態に応じたある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- 1日の活動時間は、朝練習を含めて長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うとともに、運動部顧問は、常に生徒の安全面を確保した指導を行う。
- 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、 定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、香美市共通の部活動休養日を設け

ることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考慮し、学校独自の設定を推進する。

- ② 香美市教育委員会は、上記2①に掲げる「設置する学校に係る運動部活動の方針」の策定に当たっては、上記①の基準を踏まえるとともに、県教育委員会が策定した方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記③に関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- ③ 学校長は、上記2①に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記①の基準を踏まえるとともに、香美市教育委員会が策定した方針に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- ④ 学校長及び運動部顧問は、運動部活動における熱中症事故の防止の観点から、気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数、日本スポーツ協会の熱中症予防運動指針等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、活動の中止や延期、見直し等柔軟に対応するよう検討する。

また、生徒への健康観察をしっかりと行い、活動前、活動中、終了後には、こまめな水分・塩分補給と適切な休憩を取らせるなど、健康管理を徹底する。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- (1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置
- ① 学校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女とも二極化の状況にあり、特に中学校女子の約2割が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、「競技力の向上以外にも友達と楽しめる」「適度な頻度で行える」等多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、学校の実態に応じて、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の設置を推進する。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図れるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力つくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

② 香美市教育委員会は県教育委員会と連携し、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

また、持続可能な活動を確保するため、長期的には従来の学校単位での活動から一定

規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。このため、県教育委員会及び香美市教育委員会は、本ガイドラインを踏まえた運動部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の運動部活動に代わりうる生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実方策を検討する。

(2) 地域との連携

- ① 香美市教育委員会及び学校長は、県教育委員会と連携し、家庭の経済状況にかかわらず、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域がともに子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協動・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。
- ② 香美市教育委員会は、県教育委員会や県の知事部局各分野の関係団体等と連携し、その協力を得ながら、学校と地域が協働・融合した形でのスポーツ活と連携し、県が進める学校と地域が協働・融合した形での地域スポーツ環境(地域スポーツハブ等)の充実に参加する。
- ③ 香美市教育委員会及び県教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつっ、生徒の活動場所が確保できるように、学校体育施設開放事業を推進する。
- ④ 香美市教育委員会及び学校長は、県教育委員会とともに、学校と地域・保護者が共に 子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え 方の下、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会などの見直し

- ① 香美市教育委員会は、県教育委員会と連携し、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安を定める。
- ② 学校長は、学校の設置者が定める上記①の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度にならないことを考慮して、参加する大会を精査する。

7 その他

○ 文化部活動においては、適切な休養日等の設定に関しては、本ガイドラインを原則として適用する。